

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部改正(案)及び
整備基準等マニュアルの改訂について

1 規則改正の概要

都の「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）」及び「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」の改正に伴い、都の整備基準に対して整合性を図るため、規則の一部を改正したい。

<町田市福祉のまちづくり総合推進条例>

町田市は、1974年8月に全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を施行し、「車いすで歩けるまちづくり」を行政の中心課題として取り組んできました。

そして1993年12月に、要綱の内容をさらに充実させる形で「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を公布し、現在も独自条例として、ハード面及びソフト面のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の普及啓発を行っています。

2 規則改正（案）内容

（１）観客席・客席に設ける「車椅子使用者用部分」の設置数等の基準について （遵守基準、整備基準共通）

項目	基準案	（旧）規則
車椅子使用者用部分	①数	階ごとに座席総数の 0.75%以上かつ 2 席以上 ①座席数が 100 以下の場合：2 ②座席数が 101 以上 200 以下の場合：当該座席数の 2 %以上 ③座席数が 201 以上の場合：当該座席数の 1 % + 2 以上
	②配置	2 以上を隣接して設置 隣接して同伴者席を同じ割合設置 (新設)
	③水平分散（横）注 1	2 以上の位置（舞台等を見て左右方向）に分散 (新設)
	④水平分散（縦）注 2	2 以上の位置（舞台等を見て前後方向）に分散 (新設)

注 1：座席総数 401 席以上の階を対象

注 2：座席総数 1,001 席以上の階を対象

（２）第 2 号様式について

第 2 号様式（町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準適合証）のデザイン変更（別紙のとおり）

(3) その他文言整理

3 施行日

2026年10月1日(予定)

4 町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアルの改訂

＜町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル＞

町田市福祉のまちづくり総合推進条例の目的や考え方にに基づき、すべての人が施設を安全かつ快適に利用できるよう作成された整備基準及びより高い基準となる望ましい整備について、解説・図解したものです。

【左図：建築物編、右図：道路編】

(1) マニュアル改訂の概要

1の規則改正及び東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に合わせて、整備基準等マニュアルを改訂します。

(2) 改訂時期

規則改正に合わせ、10月中の改訂を予定しています。

(3) 公開方法

市ホームページでのPDF公開及び紙媒体については資料を差し込みます。

項目	新	旧
①素材	紙（ラミネート加工）	プラスチック素材
②規格	A4	20cm×20cm
③デザイン	4種類の中から1つ選択  (基本形)  (英語版)  (キャラクター版)  (ルビ版)	福祉のまちづくり総合推進条例整備基準 適合証 

